

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	9	府 省 庁 名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	公害防止用設備等に係る課税標準の特例措置	
見直し内容 （概要）	<p>特例措置の対象の縮減 公害防止用の施設又は設備に係る課税標準の特例措置</p> <p>・ 次の特例措置を縮減</p> <p>① 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定施設を有する畜産事業場が、期間内に新設する汚水を処理するための施設（課税標準を3/4）</p> <p>② 水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する畜産事業場が、期間内に新設する汚水又は廃液の施設又は設備であって、既存の当該施設に代えて期間内に設置するもののうち、公共の危害防止効果が著しく高い施設（課税標準を2/3）</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第15条第4項、第6項</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>本制度について、適用実績の減少及び環境基準達成率の改善により政策的意義の減少のため。</p>	
増収見込額	23 （単位：百万円）	